

町長交際費の公表に関する要綱

(平成15年6月30日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、町長交際費の支出に係る情報の公表(以下「町長交際費の公表」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表する内容)

第2条 町長交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出の区分
- (2) 支出日
- (3) 支出金額
- (4) 支出先等(原則として病気等見舞いの相手先個人名を除く。)

(支出区分)

第3条 前条第1号に規定する支出の区分は、支出の内容により、次のとおり分類する。

- (1) 弔意
- (2) 賛助、協賛
- (3) 記念式典、諸祝賀
- (4) 購読料
- (5) 会費
- (6) その他

(公表の時期)

第4条 町長交際費の公表は、四半期毎に行うものとし、四半期分を翌月の15日までに行うものとする。

(公表の方法)

第5条 町長交際費の公表は、その内容を嵐山町のホームページに掲載し行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行し、平成15年4月1日以降に支出のあったものについて適用する。